

2023年 5 月 24日

各 位

東京都港区港南二丁目16番1号大東建 託 株 式 会 社代表取締役 社長執行役員 竹内 啓 (コード:1878東証プライム・名証プレミア)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年6月27開催予定の当社第49期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

以下を主な目的として、規定の新設、削除及び所要の変更を行うものです。

- (1)現行の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することにより、監督と業務執行の役割を明確化し意思決定の迅速化及び監督の強化を図るとともに、取締役会の軸足をグループ経営の監督に移す。
- (2) 迅速な意思決定と機動的な業務執行を実現するため、重要な業務執行の決定を 取締役に委任することができる旨を定める。
- (3)機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、取締役会においても 剰余金の配当等の決定を行うことができる旨を定める。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日:2023年6月27日(予定) 定款変更の効力発生日:2023年6月27日(予定)

以上

この件に関するお問い合わせ先 大東建託(株)経営企画部 塩見、吉田 03 (6718) 9068

(下線は変更部分を示します。)

現行定款

第1章 総 則

第1条~第3条 (条文省略)

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次 の機関を置く。
 - 1. 取締役会
 - 2. 監査役
 - 3. 監査役会
 - 4. 会計監査人

第5条 (条文省略)

第2章 株式

第6条 (条文省略)

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定 により、取締役会の決議によって市場取引 等により自己の株式を取得することがで きる。

第8条~第12条 (条文省略)

第3章 株主総会

第13条~第14条 (条文省略)

(招集者及び議長)

- 第15条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めが ある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議 長となる。
 - 2 <u>取締役社長</u>に事故ある場合は、予め取締役 会において定めた順序に従い、他の取締役 が当たる。

第16条~第18条 (条文省略)

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、20名以内とする。

(新設)

(選任)

第20条 (新設)

当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 当会社の取締役の選任は、累積投票によらない。

変更案

第1章 総 則

第1条~第3条 (現行どおり)

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次 の機関を置く。
 - 1. 取締役会
 - 2. 監査等委員会

(削除)

3. 会計監査人

第5条 (現行どおり)

第2章 株式

第6条 (現行どおり)

(削除)

第7条~第11条 (現行どおり)

第3章 株主総会

第12条~第13条 (現行どおり)

(招集者及び議長)

- 第14条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。
 - 2 <u>代表取締役</u>に事故ある場合は、予め取締役 会において定めた順序に従い、他の取締役 が当たる。

第15条~第17条 (現行どおり)

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

- <u>第18条</u> 当会社の<u>取締役(監査等委員であるものを</u> <u>除く。)</u>は、<u>10名</u>以内とする。
 - 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任)

- 第19条 当会社の取締役は、監査等委員である取締 役とそれ以外の取締役とを区別して、株主 総会において選任する。
 - 2 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 当会社の取締役の選任は、累積投票によらない。

現行定款

(任期)

第21条 当会社の取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内 に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までとす る。

(新設)

2 補欠又は増員として選任された取締役の 任期は、在任取締役の任期の満了する時ま でとする。

(新設)

(新設)

(代表及び役付取締役)

- 第22条 当会社の取締役会は、その決議によって、 代表取締役を選定する。
 - 2 当会社の取締役会は、その決議によって、 取締役会長、取締役社長各 1 名並びに取締 役副社長、専務取締役及び常務取締役各若 干名を選定することができる。

(報酬等)

第23条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務 執行の対価として当会社から受ける財産 上の利益<u>(以下、「報酬等」という。)</u>は、 株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集及び議長)

- 第24条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めが ある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議 長となる。
 - 2 <u>取締役社長</u>に事故ある場合は、予め取締役 会において定めた順序に従い、他の取締役 が当たる。
 - 3 当会社の取締役会の招集通知は、<u>取締役及び監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。

<u>第25条</u> (条文省略)

(新設)

変更案

(任期)

- 第20条 当会社の取締役(監査等委員であるものを 除く。)の任期は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 当会社の監査等委員である取締役の任期 は、選任後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。

(削除)

- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等 委員である取締役の任期は、退任した監査 等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役)

第21条 当会社の取締役会は、その決議によって、 取締役(監査等委員であるものを除く。) の中から代表取締役を選定する。

(削除)

(報酬等)

第22条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務 執行の対価として当会社から受ける財産 上の利益は、監査等委員である取締役とそ れ以外の取締役とを区別して、株主総会の 決議によって定める。

(取締役会の招集及び議長)

- 第23条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めが ある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議 長となる。
 - 2 <u>代表取締役</u>に事故ある場合は、予め取締役 会において定めた順序に従い、他の取締役 が当たる。
 - 3 当会社の取締役会の招集通知は、<u>取締役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、 緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。

第24条 (現行どおり)

(業務執行の決定の取締役への委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項 の規定により、取締役会の決議によって重 要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事 項を除く。)の決定を取締役に委任するこ とができる。

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
	· · · · <u>==</u>
(員数)	
第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。	(削除)
(選任)	
第29条 当会社の監査役の選任決議は、議決権を行	(削除)
<u>使することができる株主の議決権の3分</u>	
の1以上を有する株主が出席し、その議決	
権の過半数をもって行う。	
(任期)	
第30条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内	(削除)
に終了する事業年度のうち最終のものに	
関する定時株主総会の終結の時までとす	
<u>る。</u>	
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠と	(削除)
して選任された監査役の任期は、退任した	
監査役の任期の満了する時までとする。	
(常勤監査役)	
第31条 当会社の監査役会は、その決議によって、	(削除)
常勤監査役を選定する。	
(報酬等)	
第32条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決	(削除)
(監査役会の招集)	(<u>監査等委員会</u> の招集)
第33条 当会社の監査役会の招集通知は、監査役に	<u>第28条</u> 当会社の <u>監査等委員会</u> の招集通知は、 <u>各監</u>
対し、会日の3日前までに発する。ただし、	ーーー 査等委員に対し、会日の3日前までに発す
緊急の必要ある場合は、この期間を短縮す	
ることができる。	期間を短縮することができる。
(監査役会規程)	(監査等委員会規程)
第34条 当会社の監査役会に関するその他の事項	第29条 当会社の監査等委員会に関するその他の
は、監査役会において定める監査役会規程	事項は、監査等委員会において定める監査
による。	等委員会規程による。
(監査役の責任免除)_	
第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定	(削除)
により、任務を怠ったことによる監査役	
(監査役であった者を含む。)の損害賠償	
責任を、法令の限度額において、取締役会	
の決議によって免除することができる。	
2 当会社は、会社法第427条第1項の規定	(削除)
により、社外監査役との間に、任務を怠っ	
たことによる損害賠償責任を限定する契	
契約に基づく責任の限度額は、法令に定め	
る額とする。	
第6章 計算	第6章 計算
第36条 (条文省略)	第30条 (現行どおり)
	 <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
(新設)	第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459
	条第1項各号に定める事項については、法
	今に別段の定めのある場合を除き、取締役
	会の決議によって定めることができる。
	<u> 会の決議によって定めることができる。</u>

現行定款	変更案
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月3	第32条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月3
1日とする。	1日とする。
(新設)	2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月3
	<u>0日とする。</u>
<u>2 前項</u> のほか、基準日を定めて剰余金の配当	3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配
をすることができる。	当をすることができる。
(中間配当)	
第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年	(削除)
9月30日を基準日として中間配当をす	
<u>ることができる。</u>	
<u>第39条</u> (条文省略)	<u>第33条</u> (現行どおり)
(新設)	附則
(क) हर्	<u>ואָ נוּץ</u>
	(監査役の責任免除に関する経過措置)
(新設)	1 当会社は、第49期定時株主総会終結前の
	行為に関する会社法第423条第1項所定
	の監査役(監査役であった者を含む。)の
	損害賠償責任を、法令の限度において、取
	締役会の決議によって免除することができ
	<u>る。</u>
(新設)	2 第49期定時株主総会終結前の社外監査役
	(社外監査役であった者を含む。)の行為
	に関する会社法第423条第1項の損害賠
	<u> 償責任を限定する契約については、なお同</u>
	定時株主総会の決議による変更前の定款第
	35条第2項の定めるところによる。